

平成 24 年度 第 3 回 石狩市環境審議会 議事録

- 日 時 平成 24 年 11 月 29 日（木） 9 時 30 分～
- 場 所 石狩市役所 5 階 第 1 委員会室
- 案 件
 - ・ 石狩市海浜植物保護条例に基づく弃天・親船地区の指定について（諮 問）
 - ・ 石狩湾新港地域における風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書の提出について（報 告）
 - ・ その他

○ 出席者

石狩市環境審議会

会 長	近 藤 哲 也	委 員	酒 井 敏 一
副会長	乗木 新一郎	〃	二社谷 康治
委 員	愛 澤 桃 美	〃	長 谷 部 清
〃	藤 井 重 行	〃	工 藤 昇
〃	山 口 昌 子		

事務局

環 境 室 長	三 国 義 達	環 境 課 長	藤 岡 修 一
環境担当主査	佐々木 幸治	環境担当主事	藤 彰 矩

関係説明員

低炭素社会推進・新エネルギー対策担当参事	鍋 谷 英 幸
低炭素社会推進・新エネルギー対策担当主任	佐々木 拓也
石狩浜海浜植物保護センター担当係長	内 藤 華 子

- 傍聴者数 2 名

○ 議事内容

事務局（藤岡）

本日は、大変お忙しい中、石狩市環境審議会に、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

諮問案件が 1 件、報告案件が 1 件、その他として、報告が 1 件ございますので、宜しくお願い致します。

なお、本日、荒関委員、小野寺委員から所用により、欠席の申し出がございましたので、ご報告いたします。

それでは、この後の議事進行は、会長にお願い致します。

近藤会長

それでは、平成 24 年度 第 3 回 環境審議会を開催いたします。

本日の議題は、

- ・ 諮問案件として、「石狩市海浜植物等保護条例に基づく弁天・親船地区の指定について」
- ・ 報告事項として、「石狩湾新港地域における風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書の提出について」です。

資料については、事前に送付されておりますが、再度ご確認ください。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（藤岡）

本日の諮問案件である、「石狩市海浜植物等保護条例に基づく弁天・親船地区の指定について」の諮問書を環境室長よりお渡しいたします。

【 環境室長から、会長へ諮問書の提出 】

近藤会長

それでは、事務局から諮問案件である、「石狩市海浜植物等保護条例に基づく弁天・親船地区の指定について」の説明をお願いいたします。

事務局（藤岡）

それでは、私からは、諮問案件であります、「石狩市海浜植物等保護条例に基づく、弁天・親船地区の指定について」のご説明をさせていただきます。

まず、資料 1 の 3 枚目、又は、スライドをご覧ください。

図の「石狩灯台」右側の河口地区(16.5ha)については、昭和 53 年に、厚田区聚富地区(7.8ha)は、今年 3 月に保護地区に指定しています。

今回、諮問いたします保護地区は、図の、石狩浜海水浴場「あそびーち石狩」の両サイドの、網掛けとなっている、弁天町及び、親船町地先の海浜地を保護地区に指定すると、言うものです。

それでは、1 ページに戻りますが、今回指定する、「弁天地区・親船地域」の経緯・経過等についてですが、両地区は、ハマナスや、ハマボウフウ、ハマニンニクなど、海浜植物が群生する、豊かな自然環境を有する地域であり、北海道の自然環境保全指針において、「すぐれた自然地域」に指定されている地域の一部でもあります。

両地区は、1970 年代よりレジャー客による、バギー車やバイク等の走行が増加し、海浜植

生の破壊が懸念されたことから、本市では、車両乗入防止柵や、ロープを設置して、植生地への車両の乗り入れを防いで参りました結果、近年は、車両の乗り入れも少なく、植生も全体的には回復しておりますが、部分的にロープが切られバギー車が進入している箇所も見受けられます。

両地区は、今後も、維持・保全を図っていかなければならない、希少な植生地であることから、「北海道 札幌建設管理部」が管理している「一般公共海岸区域」と、石狩市が管理している「港湾隣接区域」の約 15ha を占有申請し、「石狩市海浜植物等保護条例」に基づき、保護地区に指定し、良好な自然環境の保全と、自然との触れ合いの場として、維持して行かなければならないと考えております。

参考として、2 ページ に、現行条例の規制内容を記載してございますが、「禁止行為」として、以下に示すとおり、

- ・工作物の新築
- ・立木の伐採又は植物の採集
- ・広告物その他、これに類するものの掲示又は設置
- ・家畜の放牧・火入れ、焚き火・車馬を乗り入れ、又は、航空機を着陸させる行為
- ・動物を放し、植物を植栽し、又は、種子を蒔く行為
- ・土砂、又は、ゴミその他汚物の投棄

また、「制限行為」として、市長の許可が必要な行為は下記の通りです。

今回、指定する「弁天・親船地区」は、昔から、春にはハマボウフウ採りや、秋口には、ハマナスやアキグミの実の採取を楽しむ地域住民の方もおり、言うなれば地域と共に歩んできた場所であります。

また、乱獲による消失が危惧されていた、ハマボウフウは、河口地区から種子が飛んで来ている他、環境学習の一環として、種子を蒔くなどの活動により、現在は、多数の株が自生しているのが確認されている状況です。

このようなことから、「弁天・親船地区」を新たに指定するに当たり、現行条例で、一律に、植物の採取を規制するのではなく、条例の一部を改正し、今までの、「海浜植物等保護地区」の中に、

- ・自然生態系を保全する、仮称ではありますが「(仮称) 生態系保全地区」と、
- ・自然と触れ合いながら自然景観の保全を進める、「(仮称) 自然ふれあい地区」の、2つのカテゴリー（区分）を設けたいと考えております。

規制内容の違いについては、下段の表に示すとおり、

・「仮称 生態系保全地区」については、既存の「河口地区と、聚富地区」とし、現行条例のとおり、植物等の採集を規制したい。

・「仮称 自然ふれあい地区」については、今回の「弁天・親船地区」とし、個人による、軽微な植物の採集、例えば、ハマボウフウの採取、ハマナスやアキグミの実の採取等については、禁止行為から除外した条例を制定したいと考えております。なお、監視員や看板等の設置により、マナーある採集の啓発に努めていきます。

次に、3 ページの今後のスケジュールについてでございますが、表の中断に記載しておりますが、本日の環境審議会に諮問するとともに、12 月から、パブリックコメントを実施いたします。

その後、パブリックコメントの意見を踏まえ、年明け 1 月末に予定しております、同、審議会から答申を頂き、一般公共海岸区域、及び、港湾隣接区域の管理者へ、占用申請を行います。

併せて、定例市議会に海浜植物等保護条例の一部改正提案を行い、4 月～6 月末まで、告示・周知を行い、7 月から「保護地区」として施行を行う予定となっております。

以上、地区の指定と、地区の名称等について、ご説明させて頂きましたが、合せて、禁止行為、制限内容等についても、ご協議頂けますよう、願いたします。

近藤会長

ご説明ありがとうございます。別図を見ていただき、薄い斜線の部分が既に保護地区に指定されている場所になり、ここは種を播いたり、植物を植栽したり採ったりすることが禁止されている場所になります。

そして、今回諮問された場所は別図の濃い斜線の場所の 2 ヶ所になります。ここでは、今までの保護地区より植物の採取について規制の内容が緩和される地区となります。

これについて何かご意見ございませんでしょうか。

では、なぜ 2 段階の規制にしたかご説明していただけますでしょうか。

事務局（内藤）

今、事務局（藤岡）からも説明ありましたが、この弁天・親船地区というのは、まず車の乗り入れによる植生の破壊、悪化が 1970 年代以降進み、それ以降、防護柵で囲うなどの対策を行い、保全をしてきた地区です。

車の乗り入れはある程度防がれていますが、まだ柵を破って入ることが止まず、それを防ぎ、植生を守ることが必要です。もう 1 つ、カテゴリーを 2 つに分け、仮称自然ふれあい地区では軽微な植物の採取を禁止行為から除く、という部分につきましては、地元の人たちが長年ハマボウフウなど山菜採りを楽しんできた場所でもあり、また、それによりハマボウフウが皆無になったわけではなく、保護地区から種子の供給が継続になされているということと、保護センターなどの環境学習の一環として種子を播く活動により株が多く見られる箇所が出てきています。

現在は新規の生育と採取のバランスがとれている状態になっていると考えられ、ここで地域の方達の楽しみを無くすということではなく、採取もし、播種もするという両立を図ることを目的に、新たに地区を設けていければと考えています。

近藤会長

種を播いているのは弁天地区と親船地区の両方で行っているのでしょうか。

事務局（内藤）

親船地区のほうになります。海水浴場と接する辺りに播いています。

近藤会長

現行条例では、種を播くことも禁止となっておりますが、それもこの自然ふれあい地区では許すということになるのでしょうか。

事務局（内藤）

この種を播くことも禁止ということに関しましては、自生種以外の種を想定しており、自然ふれあい地区でも禁止すべきと考えています。現在行っているハマボウフウなど自生種の播種に関しては、市長が行う自然環境保全上のもので、禁止行為から除外されます。

近藤会長

資料 2 ページの禁止行為の 7) では、「自生種以外」という言葉がありませんので、ふれあい地区に関しては、この部分を取り、市長の許可がある限りで播いて良いということになりますか。

事務局（内藤）

そうなります。

近藤会長

ハマボウフウが無くなってきているのは、採取圧によるものが大きいと思われますが、それを防ぐために保護しているのに、また無くなってしまわないかという不安があります。

事務局（藤岡）

昔どれくらい自生していたか分かりませんが、現在は昔と比べたら相当数数が減っている事は確かです。ただ、それがイコール乱獲ということではなく、車両の乗り入れなどにより全体の植生が破壊されたことも減少の要因となっていると考えられます。ただ、根から採るなど、採り方によっては減少しますが、個人が春先に食する程度であれば良いと考えております。なお、2 ページには条例の抜粋となっておりますので、今から全文を配布しますのでご覧頂ければと思います。

乗木委員

ハマボウフウの採取というのは経済行為として行っているのですか、それとも個人の行為として行っているのですか。

実態はどうなっているのですか。実際には採った半分ぐらいは売って商売にしているなど。

事務局（藤岡）

中にはいるかもしれませんが、判断は難しいところがありますが、市としては、個人による軽微な採取に関しては規制行為から除外したいと思っています。

酒井委員

ハマボウフウは採り方次第だと思います。先程もありましたが、根から採らず、葉だけを採って頂ければ、どれだけ採っても再生すると思います。ハマボウフウは昔から好きですので、今は自分で食べる分は畑で作っていますが、採ってもいいと言われまして早速採りに行く事になるかもしれません。

近藤会長

ハマボウフウを採ってもいいとなれば沢山の人が押し寄せてしまうかもしれません。

事務局（藤岡）

現在は、保護地区に指定されていないので、採集は制限されておられません。敢えて、保護地区にしたからと言って採っても良いというのではなく、保護地区にして禁止行為から除外するという意味です。

藤井委員

話は変わりますが、今年からハマナスの花弁を採る人を沢山見かけるようになりました。それは何か利用しているのでしょうか。

山口委員

私は、公民館の手作り食品の会に入っていますが、ハマナスの花弁集めであったり、実をジャムにしたりしていましたが、今はどこで採っていいのか分からない状況です。ですから、採っていいとなりますと沢山の人が行くと思います。

近藤会長

私もそう思い、ここはいいと言ってしまうと沢山の人が押し寄せることになると思います。採らせてあげたいと思いますが、それは程度の問題になると思います。

事務局（内藤）

そうです、程度の問題になると思います。

近藤会長

看板の中身も考えなければならないと思いますがどの様に考えていますか。

事務局（内藤）

車の乗り入れ禁止については書く予定です。

近藤会長

今は、車の乗り入れと植物を採ってはいけないと書かれているのではなかったでしょうか。

事務局（内藤）

植物については触れていません。

近藤会長

私は、ネットなどに採ることができるという情報が流れて、たくさんの人が押し寄せ、ハマボウフウが無くなってしまうのがすごく心配です。ただ、状況を見ながら規制内容を変更して、完全に採取を禁止する方法もあるかもしれません。

酒井委員

聚富地区にはかつてハマボウフウが沢山あり採り放題でした、しかし、それを聞きつけた生業とする人が押し寄せ今では全く無くなってしまいました。

近藤会長

この点につきましては慎重に検討された方がよいかと思われます。

乗木委員

ハマボウフウを採りに来られる方に、保護センターに出向いてもらい、採り方の指導なども検討された方がよいかもしれません。

事務局（内藤）

マナーの啓発につきましては、海浜植物保護センターの運営委員会の会議でも出ており、必ずやっていかなければならないと言われていまして、今現在も、保護センターの中でも配布するハマボウフウの種の袋の中にマナー啓発の紙を入れるなどして啓発を行っております。

また、現地でハマボウフウを実際に採っている人を見かけたら現地に配置された監視員等が直接啓発を行うのが一番効果的だと考えております。

工藤委員

条例案はもうできているのですか。

事務局（藤岡）

まだできておりません。

長谷部

今、ハマボウフウが採れないから人が入らないと思います。つまり採れないことが植生の回復に寄与しているのではないかと思います。ですから、甘い規制ですと、またすぐ入ってしまう気配を持っているような気がしますので、他の地区と同じようにある程度きびしいコントロールを行わないといけないような気がします。

近藤会長

他にご意見ございませんでしょうか。ご意見を伺いますと、規制が甘いのではないかとという意見もございますが、私は、自然と触れ合うこともさせてあげたいと思いますので、「個人による軽微な採取は除きます」という文言を工夫された方がいいと思います。

愛澤委員

私は、長年海辺に暮らしている人が、個人的に楽しんでいる場所を奪うのは申し訳ないように思います。ですから、採り方など手法を啓蒙しながら 5 年ほど行い、ダメなようなら再度検討する方向がいいような気がします。

藤井委員

この区域だけでなく、新港地域に伸びている地区があり、まだ楽しめるだけのハマボウフウが残っていますから、私はこの地区はきちんと規制していくべきではないかと思います。

近藤会長

新港地域にかけては、徐々に規制を掛ける予定でしょうか。

事務局（藤岡）

今後、段階的にやっていきたいと考えています。

事務局（三国）

只今様々なご意見を頂いた中で、規制内容が非常にあいまいになりかねないという意見もあり、かつ地域の皆さんの楽しみを今までどおり認めてあげたいという意見もありました。

従来の保護地区は、種子を播いてもだめ、何人も自然に触れてはだめといった主旨でありましたが、植生回復をするための苗の移植や学習活動と言ったことは重要であると考えます。

まだ条例案までは至っていませんが、もう少し精度を高めた上で、地区の 2 段分けは必要であると考えています。

今回の皆さんのご意見は、「個人による軽微な採取は除く」の一言が非常に誤解を招き、破壊につながり、保護地域そのものの意味を失いかねないというのが一番の危惧である、ということだと思います。ですから、この文言を入れない形で条文を作れるかどうかなどを詰めた上で、事前に資料をお渡しし、次回審議会までにご意見を賜ればと思います。

近藤会長

おっしゃるとおり、保護もしたい、利用もしたいという難しいところでございますから、纏めますと、文言を上手く表現するなど保護と利用の両立を探ることが 1 つと、5 年ほど動かしてみても問題があるようならば、再度検討するという方法があると思います。難しいかと思いますが、再検討していただきたいと思います。

では次の報告事項である「石狩湾新港地域における風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書の提出について」の説明をお願いします。

事務局（藤岡）

次に、資料 2 の「石狩湾 新港地域における、風力発電事業に係る環境影響評価 方法書 に対する、意見書の提出について」のご報告をさせていただきます。

現在、石狩湾 新港地域には、エコパワー（株）が「陸域と洋上」に、北海道グリーンファンドが「陸域」に（株）グリーンパワーインベストメントが「洋上」に、それぞれ、風力発電施設の建設を計画しております。

まず、1 ページ の環境影響評価のフロー図を、ご覧頂きたいと思います。

この 3 者については、これまで「自主アセス」に基づき、環境影響評価の「方法書」を作成し、エコパワーが 3 月 30 日～5 月 1 日まで、グリーンパワーインベストメントが 5 月 25 日～6 月 25 日まで、グリーンファンドが 5 月 31 日～7 月 2 日まで、方法書の縦覧を行っています。

また、市民説明会については、エコパワーが 4 月 22 日に、グリーンパワーが 6 月 10 日に、グリーンファンドが 6 月 24 日に、それぞれ実施しております。

その後、「方法書」に関する意見の集約を行い、意見に対する事業者の見解を添え、市に提出されており、各事業者から「方法書」に関する市町村意見が求められたことから、当審議会の近藤先生、乗木先生、長谷部先生の他、鳥類などの専門家の意見を伺った上で、9 月 25 日付で、市の意見書を各事業者に提出しております。

なお、これまで、各事業者は、「自主アセス」により行って参りましたが、環境影響評価法の改正により、10 月からは、10,000 kW 以上の風力発電事業については、法セスに基づき、このフロー図の通り、手続きを取り進める事となります。

従いまして、今後、法アセスに基づき、環境影響評価の「準備書」が作成されましたら、当審議会に、お諮りしたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

それでは、改めて、9 月 25 日付けで提出致しました、方法書に対する、市の「意見書」について、ご説明させていただきます。

2 ページには、エコ・パワー（株）が計画している、「石狩湾新港 ウィンドファーム事業」、3 ページには、北海道グリーンファンド が計画している、「石狩コミュニティウィンドファーム事業」、4 ページには、グリーンパワーインベストメント（株）が計画している、「石狩湾新港 洋上風力発電事業」など、それぞれの、意見書を添付させて頂いておりますが、共通する文言があることから、まとめて、ご説明させていただきます。

まず、「陸域（陸上）」に設置する場合の、市の意見としては、事業対象地域の一部は、北海道の自然環境保全指針において、「優れた自然地域」に指定されており、本市としても環境保全に努めていることから、

- ① 自然海浜草原及び海岸林については、自然環境保全の観点から、事業対象地から除外されたいこと。
- ② また、陸域の計画地は、就業地や居住区域に近いことから、騒音、低周波音など、生活環境に係る影響については、国等の指針や、他地域の事例などを踏まえ、調査、予測し、評価されたい。

なお、低周波音に関しては、季節ごとに風向・風速などが異なる事を考慮し、適切な時期、期間等を設定する事、特に、エコパワーについては、騒音、低周波音に関する調査地点が不足しているので、調査地点を追加した上で、調査、予測、評価されたいこと。

- ③ 陸域及び海域に生息する動植物など、自然環境の保全に係る影響については、国などの指針や他地域の事例などを踏まえ、調査、評価されたい。特に鳥類の調査については、十分な日数及び回数を設定すると共に、年間を通じて調査を実施されたいこと、などの意見書としております。

次に、「洋上（海上）」に設置する場合の、市の意見としては、洋上風力発電は、国内での事例が乏しく、環境に対する影響の知見が少ない状況ですが、環境影響評価法を遵守すると共に、国の指針や、他地域の事例を踏まえ、専門家の意見や、最新の知見を取り入れ、慎重に調査、予測し評価されたいこと。具体的には、

- ① 海域に棲息する動植物など、自然環境保全に係る項目については、国の指針や、他地域の事例を踏まえ、慎重に調査、予測、評価されたい。特に鳥類の調査については、十分な日数及び回数を設定するとともに、年間を通じて実施されたいこと。
- ② 風車の設置に伴う、潮流等の変化が、海底地形に及ぼす影響についての調査を追加されたいこと。
- ③ 生活環境への影響が懸念される、騒音、低周波等については、国の指針や、他地域の事例を踏まえ調査、予測し、評価されたい。特に低周波音に関しては、季節ごとに風況が違うこと等を考慮し、適切な時期、期間等を設定されたいこと。などの意見書としております。

なお、3 者共に共通して言えることですが、現段階では、具体的な設置場所、台数、機種仕様などの明示がないことから、今後、「準備書」を作成するにあたり、具体的に明示した上で、適宜、調査項目や調査地点の修正や追加を行うことと、また、景観に関する調査は、近景、中景及び遠景について、適切な調査地点を選定し、調査、予測し、評価されたいこと、としております。これらの意見書については、先ほども申し上げましたとおり、9 月 25 日付けで、各事業者の提出しております。私からは以上でございます。

近藤会長

ただ今、説明を頂きましたが、ご意見・ご質問等がありましたら、お願い致します。
我々が出しました意見はどのように反映されてくるのでしょうか。

事務局（藤岡）

準備書の中で、方法書の意見に対する回答等に加え、どのように調査したか出てくる予定
です。

酒井委員

市民説明会を行ったとありますが、説明会にならなかったと聞いていますが。

事務局（三国）

おっしゃるとおりで、場所も機種も決まらない中での説明会なので、説明になっていない
という、話になってしまったという事実もあります。不信感を招いてしまう可能性もあるの
で、この段階で説明会を開催するのですかと事業者に聞きましたところ、みなさま法アセス
施行後のことを考えて、法アセスに則った形で進めたいということで、場所も決まってい
ない、基数も決まっていない中での説明会になり、当然、説明会に来られた方からは、かなり
の不服のご意見を頂いているというのが、どの事業者も似たような状況でございます。

近藤会長

この他にご意見ございませんでしょうか。

では、その他の案件についてご説明願います。

事務局（鍋谷）

私からは最後にその他といたしまして、1 件ご報告いたします。

6 月の第 1 回環境審議会において本市の風力発電事業の状況についてご説明いたしました
が、この中で、北海道グリーンファンドが設立しました（株）厚田市民風力発電が厚田区小
谷で計画しております風力発電事業に関して、さる 11 月 19 日、望来コミュニティセンター
「みなくる」において事業者による事業説明会が開催されましたのでご報告いたします。

お手元に説明会当日に配布されました資料をお配りしていますが、事業者は、これに基づ
き事業の概要及び環境アセスについての説明を行いました。なお、環境アセスにつきまして
は、2 基で 5,000 kW で環境アセス法の対象となる 10,000 kW 未満となりますので、事業者に
よる自主アセスとなります。また、収益の一部を市が行う環境保全事業の基金に寄付する考
えも示されております。当日は市内外から 27 名の出席があり、低周波やバードストライクな
ど環境への影響を懸念する意見が出されておりました。最終的には事業者としては、地域の
理解が得られるよう今後もこのような機会を設けて行きたいとしております。

近藤会長

ありがとうございます。このことについて何か質問はございますか。

酒井委員

もうこの事業は進める方向になっているのでしょうか。

事務局（三国）

事業者は、地域住民の理解を得るため説明を行ったり、環境アセスにおいて足りない部分を付け加えるなかで事業を進めるとしています。

酒井委員

ほくでんの事業枠で行うのですか。また、協力に石狩市とありますが。

事務局（鍋谷）

事業主体は、(株)厚田市民風力発電となっており、以前、審議会でもご説明させていただきましたが、市有地で厚田ふるさとの森の予定地になっているということと、ほくでんの自治体枠で行うこととなっていることから協力となっております。

近藤会長

その他に何かありますか。

他に無いようなので、これで第 3 回環境審議会を終了いたします。